

平成22年4月1日要領第34号

国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院における 院内感染防止のための指針

第1 趣旨

本指針は、平成19年4月施行医療法第6条の10及び医療法施行規則第1条の11第2項第1号の規定に基づき、院内感染対策のための体制整備がすべての医療機関に義務付けられたことを受け、国立研究開発法人国立がん研究センター中央病院における院内感染防止体制の確立、院内感染防止のための具体的方策及び院内感染発生時の対応方法等について、指針を示すことにより、院内感染を防止し、良質な医療を提供するために必要な事項を定めるものである。

第2 基本的考え方

医療関連感染の発生を未然に防止し、それが異常発生した場合にはその原因を速やかに特定し、制圧、終息を図るために組織的に対応することが重要である。この際、最新の科学的根拠に基づく合理的な対策が求められる一方、実践の可能性、現実的有効性、経済効果なども考慮する必要がある。当院における院内感染対策基本方針としては感染症の診断の有無若しくは、感染症の推定の有無にかかわらず、全ての患者に対し標準予防策(standard precautions ;スタンダードプリコーション)を行うものである。

第3 院内感染対策体制の整備

当院においては、以下の事項を基本として、施設内における院内感染対策体制の確立に努める。

1 院内感染対策委員会の設置

(1) 効率的な院内感染対策が実施できるよう、感染制御室及び感染対策チームの活動支援を行うことを目的とする、院内感染対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 委員会の運営に際し、必要な事項については別に定める。

2 感染制御室の設置

(1) 中央病院における、院内感染制御のために活動することを目的とする、感染制御室を設置する。

(2) 感染制御室は、病院長の下部組織として院内感染対策の実施に関する権限を委譲され、業務遂行の責任を果たす。

(3) 感染制御室の運営に際し、必要な事項については別に定める。

3 感染対策チーム (ICT) の設置

(1) 感染制御室の指示のもと、現場における院内感染防止及び感染対策推進活動を行うことを目的とする感染対策チームを設置する。

(2) 感染対策チームの運営に際し、必要な事項については別に定める。

4 感染制御室長の配置

- (1) 感染制御室に、感染制御室長を置く。
- (2) 感染制御室長は、院内感染制御の責任を果たし、感染制御に関する事項を病院長に報告する。

5 院内感染管理者の配置

- (1) 院内感染制御のため、感染制御室に院内感染管理者を置く。
- (2) 院内感染管理者は、院内感染に関する十分な知識を有する感染症看護専門看護師若しくは感染管理認定看護師とする。
- (3) 院内感染管理者は、病院長ならびに感染制御室長の指示のもと、院内感染制御の責任を果たす。
- (4) 院内感染管理者は、感染制御に関する業務のうち、以下の業務について主要な役割を担う。

ア 院内感染防止、感染管理に関する企画立案及び評価に関すること。

イ 施設における、職員の院内感染防止に関する意識の向上及び指導に関すること。

ウ 職業感染防止に関すること。

エ 院内感染発生の報告又は連絡を受け、状況把握に努めること。

オ 必要に応じて、患者への説明と指導

6 感染制御室専任医師の配置

- (1) 感染制御室に、感染制御室専任医師を置く。
- (2) 感染制御室専任医師は、感染症医若しくはICD（インフェクションコントロールドクター）で感染症対策に3年以上の経験を有する医師のうち、病院長が指名する。
- (3) 感染制御室専任医師は、感染制御室長の指示のもと感染症患者の診療ならびに易感染者への予防処置等の支援を行う。

7 抗菌薬適正使用支援チーム（AST）の設置

- (1) 感染制御室の指示のもと、現場における薬剤耐性（AMR）対策の推進及び抗菌薬の適正使用の推進活動をすることを目的とする抗菌薬適正使用支援チームを設置する。
- (2) 抗菌薬適正使用支援チームの運営に際し、必要な事項については別に定める。

8 抗菌薬適正使用支援者の配置

- (1) 抗菌薬適正使用支援のため、感染制御室に抗菌薬適正使用支援者を置く。
- (2) 抗菌薬適正使用支援者は、抗菌薬適正使用に関する十分な知識を有する医師、看護師、薬剤師又は臨床検査技師のいずれかとする。
- (3) 抗菌薬適正使用支援者は、病院長ならびに感染制御室長の指示のもと、抗

菌薬適正使用支援の責任を果たす。

(4) 抗菌薬適正使用支援者は、抗菌薬適正使用支援に関する業務のうち、以下の業務について主要な役割を担う。

① 広域抗菌薬等の特定の抗菌薬を使用する患者、菌血症等の特定の感染症兆候のある患者、免疫不全状態等の特定の患者集団など感染症早期からのモニタリングを実施する患者を施設の状況に応じて設定すること。

② 感染症治療の早期モニタリングにおいて、①で設定した対象患者を把握後、適切な微生物検査・血液検査・画像検査等の実施状況、初期選択抗菌薬の選択・用法・用量の適切性、必要に応じた治療薬物モニタリングの実施、微生物検査等の治療方針への活用状況などを経時的に評価し、必要に応じて主治医にフィードバックを行う。

③ 適切な検体採取と培養検査の提出（血液培養の複数セット採取など）や、施設内のアンチバイオグラムの作成など、微生物検査・臨床検査が適正に利用可能な体制を整備する。

④ 抗菌薬使用状況や血液培養複数セット提出率などのプロセス指標及び耐性菌発生率や抗菌薬使用量などのアウトカム指標を定期的に評価する。

⑤ 当該医療機関内で使用可能な抗菌薬の種類、用法・用量等について定期的に見直し、医療機関内での適正な配置を提案する。

第4 院内感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

(1) 院内感染対策のための研修は、院内感染対策の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を行うことで、個々の職員の意識を高め、業務を遂行する上での技能やチームの一員としての意識の向上を図るものである。

(2) 全職員対象に、年2回以上講演会を開催する。また、新採用者、派遣及び委託職員への研修を行う。また、必要に応じて随時開催する。

(3) 研修の実施内容について、記録を保管する。

第4-2 抗菌薬の適正な使用を目的とした職員に対する研修に関する基本方針

(1) 抗菌薬適正使用のための研修は、抗菌薬適正使用の基本的考え方及び具体的方策について職員に周知徹底を行うことで、個々の職員の意識を高め、業務を遂行する上での技能やチームの一員としての意識の向上を図るものである。

(2) 全職員対象に、年2回以上講演会を開催する。また、新採用者、派遣及び委託職員への研修を行う。また、必要に応じて随時開催する。

(3) 研修の実施内容について、記録を保管する。

第5 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

- (1) 感染症法に基づく感染症のみならず、耐性菌や市中感染等の発生に伴う院内感染拡大を防止するため、感染発生時若しくはアウトブレイク発生時、疑う事象発生時はマニュアル「2-2 感染症発生時の連絡網」に従って報告する。
- (2) 院内感染管理者は、病院長、感染制御室長へ報告を行う。

第6 院内感染発生時の対応に関する基本方針

- (1) 院内感染発生時の報告を受けた場合、感染対策チームは発生現場の調査を行い、詳細な把握、感染対策実施状況を行うとともに職場への指導を行う。
- (2) 拡大が予測される場合は、全職員への周知を行う。
- (3) 保健所に届出が必要な感染症の場合は、感染制御室を介して保健所に届出を行う。

第7 患者等への情報提供と説明に関する基本方針

- (1) 本指針は、患者又は家族が閲覧できるものとする。
- (2) 感染症発生時、感染症の説明とともに、院内感染防止の意義と対策について説明し、理解を得た上で協力を求める。

第8 その他院内感染対策推進のために必要な基本方針

- (1) 病院職員自ら感染源とならないため、入職前に流行性ウイルス疾患（麻疹、水痘、風疹、流行性耳下腺炎）の免疫保有の有無を確認する。
- (2) 定期健康診断を受診し、健康管理に留意する。また新規採用者に対して結核既往検査（T-spot）を実施する。
- (3) 院内感染対策マニュアルは、最低1年に1回見直しを行い、病院職員に周知する。
- (4) 病院職員は、院内感染対策マニュアルを遵守する。

第9 その他抗菌薬適正使用推進のために必要な基本方針

- (1) 抗菌薬適正使用支援チームは抗菌薬適正使用支援加算を算定していない医療機関から、必要時に抗菌薬適正使用の推進に関する相談等を受ける。
- (2) 抗菌薬使用に関するマニュアルを定期的に見直し、病院職員に周知する。
- (3) 病院職員は、抗菌薬使用に関するマニュアルを遵守する。

附 則

(施行期日)

この指針は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年要領第64号)

(施行期日)

この指針は、平成22年6月24日から施行する。

(独立行政法人移行及び診療報酬改正に伴う一部改正)

附 則 (平成23年要領第10号)

(施行期日)

この指針は、平成23年11月1日から施行する。

(感染症医配置及び組織編成に伴う一部改正)

附 則 (平成24年要領第11号)

(施行期日)

この指針は、平成24年7月1日から施行する。

(感染制御室設置に伴う一部改正)

附 則 (平成26年要領第9-2号)

(施行期日)

この指針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年要領第1号)

(施行期日)

この指針は、平成27年4月1日より施行する。

附 則 (平成30年要領第1号)

(施行期日)

この指針は、平成30年4月1日より施行する。

附 則 (令和5年要領第5号)

(施行期日)

この指針は、令和5年3月1日より施行する。